

# 韓国・中国・日本における研究交流の推進に関する覚書

2017年 10月 27日

韓国社会福祉学会会長 Lee Bong Joo

中国社会科学会社会福祉研究専門委員会

理事長 彭華民

日本社会福祉学会会長 岩崎晋也

韓国社会福祉学会、中国社会科学会社会福祉研究専門委員会、日本社会福祉学会は、社会福祉に関する研究交流の推進を図るため、以下の点について合意する。

## 1. 共同研究の推進

- (1) 社会福祉に関する研究交流を深めるため、3学会は、共同研究の企画について協議する場を設ける。
- (2) 3学会は、それぞれに担当者を定め、担当者の意見交換を踏まえて共同研究企画の具体案をまとめ、それぞれの学会理事会に提案し、合意を得て企画実施を図るものとする。

## 2. 学術研究大会への代表者の招待

- (1) 学術研究大会国際シンポジウム開催への代表者招待は3年毎とする。
- (2) 3学会は原則として次の招聘を行う。韓国社会福祉学会は、韓国社会福祉学会秋季学術大会に中国社会科学会社会福祉研究専門委員会、日本社会福祉学会から推薦された代表3名ずつを招聘することとする。中国社会科学会社会福祉研究専門委員会は、全国大会に韓国社会福祉学会、日本社会福祉学会から推薦された代表3名ずつを招聘することとする。日本社会福祉学会は、日本社会福祉学会秋季学術大会に、中国社会科学会社会福祉研究専門委員会、韓国社会福祉学会から推薦された代表3名ずつを招聘することとする。
- (3) 招聘する側の学会は、代表者が大会において研究報告を行う機会を得られるよう、適切な企画を組むことに努める。
- (4) 代表者の旅費（出発地から大会開催地（空港・駅）までの交通費）は招聘を受ける側が負担し、大会前泊を含む全宿泊や現地交通費等の全ての滞在費用は招聘する側の学会が負担する。
- (5) 通訳が必要な場合は開催国学会が準備することを原則とする。

## 3. 個人研究発表

- (1) 3学会の推薦により、韓国社会福祉学会春季学術大会及び中国社会科学会社会福祉研究専門委員会全国大会、日本社会福祉学会秋季大会において、原則として各国5報告まで個人研究発表を行う機会が得られるように努める。1報告につき、2名までの学会参加費を免除することとする。
- (2) 個人研究発表第1発表者は推薦する学会正会員（中国は委員会が正会員として認める者）でなければならない。ただし、共同研究者は3学会のいずれかの正会員（中国は委員会が正会員として認める者）であれば認められる。
- (3) 通訳が必要な場合には発表者が準備する。

## 4. 本覚書の有効期間および改廃

- (1) 本覚書の有効期間は、調印の日から3年間とする。ただし、3学会の合意により有効期間を延長することができる。
- (2) 3学会のいずれかが本覚書の改正または廃棄が必要であると判断したときは、3学会の協議にもとづいて改正または廃棄することができる。

## 附則

3カ国の共同研究交流を促進するため、上記3. 個人研究発表以外に、韓国社会福祉学会春季学術大会及び中国社会科学会社会福祉研究専門委員会全国大会、日本社会福祉学会秋季大会において、共同研究発表を行う機会が得られるように努める。共同研究発表第1発表者は開催国学会正会員（中国は委員会が正会員として認める者）でなければならない。共同研究者は3学会のいずれかの正会員（中国は委員会が正会員として認める者）であれば認められる。学会参加費は個人負担とする。